○外務省告示第四百十八号

令和七年九月五日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成二十七年十一月十九日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになった南北通勤鉄道計画（マロロス－ツツバン）の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年三月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十九号

令和七年十月三日にリーブルビルで、ガボン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガボン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二億円

○財務省告示第二百八十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年九月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第25回	100,000,000円	106.09円
〃	第30回	5,000,000,000円	99.98円
〃	第30回	5,000,000,000円	100.08円
〃	第30回	9,900,000,000円	100.10円
合計		20,000,000,000円	

○文化庁告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、奈良県宇陀郡御杖村の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十四日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
伊勢本街道	令和三年文部科学省告示第百六十四号及び令和六年文部科学省告示第百四十六号	御杖村（奈良県）

○文化庁告示第二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、岡山県英田郡西粟倉村の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十四日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
智頭往来 志戸坂峠越	平成二十年文部科学省告示第六十五号及び令和六年文部科学省告示第百四十六号	西粟倉村（岡山県）

○文化庁告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十四日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
貝殻山貝塚	昭和四十六年文部省告示第二百十五号	愛知県

○農林水産省告示第千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県伊那市手良中坪六九六、六九八、六九九、七〇一、七〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県伊那市富県二〇〇から二〇三まで、二一一の一、二一一の二、二一三、二一四のイ、二一四のロ、二一五から二一八まで、二二二の一、二三〇、二三二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

3　署名者

日本側　野口修二在ガボン大使

ガボン側　ミシェル・レジ・オナンガ・シンディアイ外務・協力大臣（統合及び在外ガボン人担当）

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百二十号

令和七年九月二十二日にラマッラで、パレスチナにおける基礎的な保健医療サービス及び公衆衛生機能の強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　基礎的な保健医療サービス及び公衆衛生機能の強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千百万円

3　署名者

日本側　荒池克彦パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ日本政府代表事務所長

世界保健機関側　リチャード・ピーパーコーン在パレスチナ事務所代表

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充